

宇和島市建築工事共通費積算基準

令和8年4月1日

愛媛県宇和島市役所建築住宅課

宇和島市建築工事共通費積算基準

この基準は宇和島市役所建築住宅課設計の公共建築工事及び公共住宅工事を対象とし、令和8年4月1日以降に積算する工事について適用する。

この基準に記載の無い内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事共通費積算基準(令和8年改訂)」、に準ずる。

○共通仮設費、現場管理費の算定

- ① 公共建築工事共通費積算基準 別表1～14に定める直接工事費P及び純工事費Npが定める範囲を外れる場合には、原則として次による。

別表1 ～ 別表7	新営	建築工事 電気設備工事 機械設備工事	P が10,000(千円)未満の場合	P を10,000(千円)として扱う
	改修	建築工事 電気設備工事 機械設備工事	P が 3,000(千円)未満の場合	P を 3,000(千円)として扱う
	昇降機設備工事		P が 5,000(千円)未満の場合	P を 5,000(千円)として扱う
別表8 ～ 別表14	新営	建築工事 電気設備工事 機械設備工事	Np が10,000(千円)未満の場合	Np を10,000(千円)として扱う
	改修	建築工事 電気設備工事 機械設備工事	Np が 3,000(千円)未満の場合	Np を 3,000(千円)として扱う
	昇降機設備工事		Np が 5,000(千円)未満の場合	Np を 5,000(千円)として扱う

- ② 昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者(建築工事業を除く)に専門工事等を単独で発注する場合は、別途共通仮設費及び現場管理費を算定することとし、その算定方法は次式による。

共通仮設費＝専門工事等の直接工事費(※1) × 1% ＋一般工事の直接工事費 × 共通仮設費率(※2) ＋積上げによる共通仮設費 (※1)専門工事等の直接工事費は、製造業者・専門工事業者が実施する工事範囲の工事費とする。 (※2)共通仮設費率は、一般工事(当該以外の専門工事を含む)と専門工事等の直接工事費の合計額に対応する率とする。
--

現場管理費＝専門工事等の純工事費(※3) × 2% ＋ 一般工事の純工事費 × 現場管理費率(※4) (※3)専門工事等の純工事費は、製造業者・専門工事業者が実施する直接工事費に対応する額とする。 (※4)現場管理費率は、一般工事(当該以外の専門工事等を含む)と専門工事等の純工事費の合計額に対応する率とする。
--

注)専門工事等:昇降機設備工事を除く製造業者・専門工事業者(建築工事業を除く)が実施する専門工事をいう。

専門工事 :防水工事、塗装工事、金属工事及び屋根工事のほか、通常の建物本体工事に含まれない次の表に示す工事をいう。

表(その他の専門工事)

・特殊な室内装備品(家具、書架及び実験台の類)工事 ・取り壊し工事 ・電波障害防除設備工事 ・さく井設備工事
